

京都市上下水道企業管理規程第16号

京都市水道局及び下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道局及び下水道局公有財産及び物品規程の一部を改正する規程
京都市水道局及び下水道局公有財産及び物品規程の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

京都市上下水道局公有財産及び物品規程

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 京都市上下水道局の公有財産の取得、管理及び処分等に関しては、地方自治法、地方自治法施行令、京都市公有財産及び物品条例その他別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

第2条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「他の」を削り、「または」を「又は」に改め、同条第4号中「上下水道事業」を削る。

第3条第1項ただし書中「上下水道事業」を削る。

第4条第1項中「市有財産使用許可申請書（第1号様式）により」の右に「管理者に」を加え、同条第2項中「市有財産更新使用許可申請書（第2号様式）により」の右に「管理者に」を加える。

第4条の2第1項中「行政財産の使用の許可を受けた者」の右に「(以下「使用者」という。）」を加え、「上下水道事業」を削り、「納付」を「納入」に改め、同条第2

項各号列記以外の部分中「または」を「又は」に改め、「上下水道事業」を削る。

第5条第1項各号列記以外の部分中「納付」を「納入」に改め、同項第1号中「許可後または年度開始後30日以内」を「許可後30日以内又は4月30日まで」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「上下水道事業」を削り、「納期限」を「納入期限」に改める。

第5条の2の見出しを「(督促等)」に改め、同条第2項中「^{じゅん}閏年」を「閏年」に改め、同項を第3項とし、同条第1項中「行政財産の使用料の納付について」を「前項の規定により」に、「納期限」を「納入期限」に、「納付」を「納入」に改め、同項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理者は、使用人が使用料を納入期限までに納入しないときは、納入期限後20日以内に督促状(第3号様式)により督促する。

第6条前段中「行政財産の」を削り、「所在する市」を「所在する市町村」に改め、「本条」の右に「及び次条」を加え、「上下水道事業」を削り、同条後段中「または」を「又は」に改める。

第7条第1項ただし書中「上下水道事業」を削り、「、または」を「又は」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「もとづく」を「基づく」に改め、「上下水道事業」を削り、同項第1号中「(行政財産が本市以外の地域にあるときは、本市または当該行政財産の所在する市とする。)」を削り、同条第3項中「行政財産の」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「上下水道事業」を削る。

第7条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

第8条各号列記以外の部分中「行政財産の」を削り、「一」を「いずれか」に、「使用資格変更届(第3号様式)」を「使用許可を受けた者等に係る変更届出書(第4号

様式)」に改め、「上下水道事業」を削り、同条第4号を第5号とし、第4号として次の1号を加える。

(4) 使用人である法人が解散したとき。

第9条第1項中「行政財産の」を削り、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「行政財産の」を削り、「または」を「又は」に改め、「上下水道事業」を削る。

第10条本文中「または」を「又は」に改め、「上下水道事業」を削り、同条ただし書中「上下水道事業」を削る。

第11条を次のように改める。

(滅失又は損傷の届出等)

第11条 使用人は、使用物件が滅失し、又は損傷したときは、直ちに使用物件滅失損傷届出書（第5号様式）により管理者に届け出なければならない。

2 使用人は、その責めに帰すべき事由により使用物件が滅失し、又は損傷したときは、管理者の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

第12条を次のように改める。

(必要費等の補償)

第12条 使用人は、使用物件に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ管理者が承認をした場合を除いては、その補償を請求することができない。

第13条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「上下水道事業」及び「行政財産の」を削り、「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「3ヵ月」を「3箇月」に、「納付」を「納入」に、「怠つた」を「怠った」に改め、同項第2号中「または」を「又は」に改め、同条第2項中「責」を「責め」に改める。

第14条を次のように改める。

(交換等の申込み)

第14条 普通財産の交換、売払い（競争入札による場合を除く。）又は譲与を受けようとする者は、それぞれ市有財産交換申込書（第6号様式）、市有財産買受申込書（第7号様式）又は市有財産譲受申込書（第8号様式）により管理者に申し込まなければならない。

第15条見出し中「納付」を「納入」に改め、同条本文中「または」を「又は」に改め、「上下水道事業」を削り、「納付」を「納入」に改め、次のただし書を加える。

ただし、国、地方公共団体その他公共団体に売り払い、又は交換する場合はこの限りでない。

第16条中「売り払い」を「売払い」に、「または」を「又は」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「または」を「又は」に、「一」を「いずれか」に改め、「上下水道事業」を削り、同条第1号中「または」を「又は」に改め、「納付しなかった」を「納入しなかった」に改め、同条第2号中「条件」を「条項」に改める。

第18条中「もつて」を「もって」に、「売り払いまたは」を「売り払い、又は」に改め、「上下水道事業」を削り、「買受人または」を「買受人又は」に改める。

第18条の次に次の13条を加える。

(貸付期間等)

第18条の2 普通財産の貸付期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 土地

ア 建物の所有を目的とするとき。 30年以内

イ ア以外のとき。 5年以内

(2) 建物及び工作物 10年以内

(3) その他の普通財産 5年以内

2 普通財産の貸付けは、更新することができる。この場合において、貸付期間は更新のときから起算する。

(貸付けの申込み)

第18条の3 普通財産の貸付けを受けようとする者は、競争入札による場合を除き、市有財産借受申込書（第9号様式）により管理者に申し込まなければならない。

2 貸付期間の満了後引き続き当該普通財産の貸付けを受けようとする者は、貸付期間の満了前30日までに、市有財産更新借受申込書（第10号様式）により管理者に申し込まなければならない。

(用途指定の借受け)

第18条の4 管理者は、一定の用途に供させるために普通財産の貸付けをするときは、借り受ける者に対し、当該用途並びに当該用途に供しなければならない期日及び期間を指定する。

(保証人)

第18条の5 普通財産を借り受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めるとき、又は確実な担保を借り受けようとする者が提供したときは、この限りでない。

2 前項の保証人は、次の各号に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所（法人にあっては、主たる事務所）を有すること。

(2) 貸付料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

3 普通財産の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、保証人が欠けたとき、又は保証人が前項の資格を欠いたときは、速やかに新たな保証人を立てなければならない。

（貸付料）

第18条の6 普通財産の貸付料（以下「貸付料」という。）の額は、年額、月額又は日額により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を基準として、管理者が定める。ただし、その総額が100円未満のときは、100円とする。

- (1) 土地 時価、近傍類似地の固定資産評価額、使用の態様、立地条件その他の事情を勘案して評定する額
- (2) その他の財産 時価、取得価額、減価償却費、修繕費、保険料、使用の態様、その他の事情を勘案して評定する額

（貸付料の納入）

第18条の7 貸付料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間内に全額（第1号に掲げる場合にあっては、当該年度に係る額）を納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、分割して納入することができる。

- (1) 年をもって貸付期間を定めたとき。貸付契約の締結後30日以内又は当該年度の4月30日まで
- (2) 月又は日をもって貸付期間を定めたとき。貸付契約の締結後10日以内

（督促）

第18条の8 管理者は、借受人が貸付料を納入期限までに納入しないときは、当該貸付料の額に、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞料を納入しなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当た

りの割合とする。

(転貸等の禁止)

第18条の9 借受人は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 貸付けを受けた物件（以下「借受物件」という。）の転貸
- (2) 借受人の地位の譲渡
- (3) 借受物件の形質の変更
- (4) 第18条の4の規定により指定を受けた用途の変更

(届出事項)

第18条の10 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに借受人等に係る変更届出書(第11号様式)により管理者に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は保証人が氏名又は住所（法人にあつては、名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。
- (2) 借受人の地位について、相続により包括承継したとき。
- (3) 借受人である法人が合併又は分割（借受人の地位を承継するものに限る。）したとき。
- (4) 借受物件の使用目的を変更したとき。
- (5) 保証人を変更しようとするとき。

(必要費等の補償)

第18条の11 借受人は、借受物件に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、あらかじめ管理者が承認をした場合を除いては、その補償を請求することができない。

(滅失又は損傷の届出等)

第18条の12 借受人は、借受物件が滅失し、又は損傷したときは、直ちに借受

物件滅失損傷届出書（第12号様式）により管理者に届け出なければならない。

- 2 借受人は、その責めに帰すべき事由により借受物件が滅失し、又は損傷したときは、管理者の指示に従い、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（貸付契約の解除）

第18条の13 管理者は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付契約を解除することができる。

- (1) 3箇月以上貸付料の納入を怠ったとき。
- (2) この規程の規定又は貸付契約の条件に違背したとき。

- 2 借受人は、その責めに帰すべき事由により貸付契約が解除されたときは、これにより本市に生じた損害を賠償しなければならない。この場合において、既に納入された貸付料があるときは、管理者は、当該貸付料をこれに充当するものとする。

（借受人の原状回復義務）

第18条の14 借受人は、貸付契約が終了したときは、管理者が指定する期間内に自己の費用で借受物件を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第20条本文中「または」を「又は」に改め、「上下水道事業」を削る。

第21条の見出しを「貸付の願出」から「貸付けの申込み」に改め、同条第1項中「物品借受願（第5号様式）」を「物品借受申込書（第13号様式）」に改め、「上下水道事業」を削り、「願い出なければならない」を「申し込まなければならない」に改め、同条第2項中「物品更新借受願（第6号様式）」を「物品更新借受申込書（第14号様式）」に改め、「上下水道事業」を削り、「願い出なければならない」を「申し込まなければならない」に改める。

第22条中「第7条から第13条までの」を「第5条、第5条の2及び第7条から第13条までの」に、「または」を「又は」に、「貸付ける」を「貸し付ける」に改める。

第23条中「または」を「又は」に、「売り払い」を「売払い」に、「もしくは」を「若しくは」に、「あつても」を「あつても」に、「市は」を「本市は」に、「責」を「責め」に改める。

第24条中「売払い及び譲与並びに物品の貸付け」を「売払い、譲与及び貸付け」に、「水道局及び下水道局」を「上下水道局」に改める。

第25条中「上下水道事業」を削る。

第1号様式から第6号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

市有財産使用許可申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 — ㊟

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第4条第1項の規定により市有財産の使用の許可を申請します。	
名 称	
所 在 地	
数 量	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 目 的	
保証人予定者	住 所
	氏 名

注 この申請書には、使用の許可を申請する市有財産の箇所及び使用の態様を明示した図面を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

市有財産更新使用許可申請書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 — ⑩

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第4条第2項の規定により市有財産の使用の許可を申請します。	
名 称	
所 在 地	
数 量	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 目 的	
保 証 人 者	<input type="checkbox"/> 現在の保証人と同じ <input type="checkbox"/> 現在の保証人を次の者に変更する。 { 住所 氏名 }

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第3号様式（第5条の2及び第22条関係）

1 使用料用

督 促 状							
年度							
科 目							
納 入 額	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 料	使用料の額に、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額。この場合における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合です。						
上記の金額については、納入期限後相当経過しましたが、まだ納入されていませんので、 年 月 日までに必ず納入してください。 年 月 日							
京都市公営企業管理者上下水道局長 ㊟							
○ この督促状の到着前に納入済みでしたら、行き違いですから御了承ください。							

2 貸付料用

督 促 状							
年度							
科 目							
納 入 額	百	十	万	千	百	十	円
延 滞 料	貸付料の額に、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した金額。この場合における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合です。						
上記の金額については、納入期限後相当経過しましたが、まだ納入されていませんので、 年 月 日までに必ず納入してください。 年 月 日							
京都市公営企業管理者上下水道局長 ㊟							
○ この督促状の到着前に納入済みでしたら、行き違いですから御了承ください。							

第4号様式（第8条関係）

使用許可を受けた者等に係る変更届出書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 — ⑩

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第8条の規定により届け出ます。	
使用許可財産	名 称
	所 在 地
届 出 理 由	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 年 月 日 <div style="width: 80%;"> <input type="checkbox"/> 使用許可を受けた者の氏名住所等の変更 <input type="checkbox"/> 管理人又は保証人の氏名、住所等の変更 <input type="checkbox"/> 使用許可を受けた者の相続、法人の合併又は法人の分割による変更 <input type="checkbox"/> 使用許可を受けた法人の解散による変更 <input type="checkbox"/> 使用目的の変更 <input type="checkbox"/> 管理人又は保証人の変更 </div> </div>
使用目的	変更前
	変更後
添 付 書 類	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この届出書には、住民票の写し、戸籍又は法人登記簿の謄本又は抄本若しくは法人の解散を証する書面等の書類を添付してください。

第5号様式（第11条関係）

使用物件滅失損傷届出書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;">⑩</div> 電話 ー

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第11条第1項の規定により届け出ます。		
使用物件 の表示	種 別	<input type="checkbox"/> 行政財産 <input type="checkbox"/> 普通財産（物品）
	所在地 （品名）	
届 出 理 由	年 月 日 <input type="checkbox"/> 滅 失 <input type="checkbox"/> 損 傷	
届 出 事 項		

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第6号様式（第14条関係）

市有財産交換申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 — ⑩

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第14条の規定により申し込みます。		
区 分	市 有 財 産	申 込 者 の 財 産
種 別		
所 在 地		
数 量		
交 換 目 的		

注 この申込書には、交換する申込者の財産の所在地を明示した図面を添付してください。

第7号様式（第14条関係）

市有財産買受申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;"> ⑩ 電話 ー </div>

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第14条の規定により申し込みます。	
種 別	
所 在 地	
数 量	
買 受 目 的	

注 この申込書には、買い受ける財産の所在地を明示した図面を添付してください。

第8号様式（第14条関係）

市有財産譲受申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 ー ⑩

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第14条の規定により申し込みます。	
種 別	
所 在 地	
数 量	
譲 受 目 的	

注 この申込書には、譲り受ける財産の所在地を明示した図面を添付してください。

第9号様式（第18条の3関係）

市有財産借受申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 — ⑩

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第18条の3の規定により普通財産の借受けを申し込みます。	
種 別	
所 在 地	
数 量	
使 受 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（年間）
使 用 目 的	
保証人予定者	住 所
	氏 名

注 この申請書には、借り受ける市有財産の箇所及び使用の態様を明示した図面を添付してください。

第10号様式（第18条の3関係）

市有財産借受更新申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 印 </div> 電話 ー

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第18条の3の規定により普通財産の更新に係る借受けを申し込みます。	
種 別	
所 在 地	
数 量	
使 受 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（年間）
使 用 目 的	
保 証 人 予 定 者	<input type="checkbox"/> 現在の保証人と同じ。 <input type="checkbox"/> 現在の保証人を次の者に変更する。 住所 氏名

注 該当する口には、レ印を記入してください。

第12号様式（第18条の12関係）

借受物件滅失損傷届出書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 印 </div> 電話 —

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第18条の12の規定により届け出ます。		
借受物件の 表示	種 別	
	所 在 地	
届 出 理 由	年 月 日 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 損傷	
届 出 事 項		

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第13号様式 (第21条関係)

物品借受申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) 電話 — ⑩

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第21条第1項の規定により物品の借受けを申し込みます。	
品 名	
形 状	
数 量	
借 受 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 目 的	
保証人 予定者	住 所
	氏 名

第14号様式（第21条関係）

物品更新借受申込書

(あて先) 京都市公営企業管理者 上下水道局長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 — ⑩

京都市上下水道局公有財産及び物品規程第21条第2項の規定により市有財産の使用の許可を申請します。	
品 名	
形 状	
数 量	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
保 証 人 者	<input type="checkbox"/> 現在の保証人と同じ。 <input type="checkbox"/> 現在の保証人を次の者に変更する。 (住所) (氏名)

注 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)